



流山市監査委員告示第5号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長、流山市教育委員会委員長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

平成30年3月26日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功





第 4 号様式

流 コ 第 840 号  
平成 30 年 3 月 15 日

流山市監査委員 佐々木 健一 様  
流山市監査委員 海老原 功一 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成 27 年 2 月 19 日付け、流監第 90 号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により別紙のとおり通知します。

## 措置事項報告書

報告書番号 及び年月日	流監第90号 平成27年 2月19日		
監査の種別	定期監査・行政監査結果報告		
部課等名	指摘事項等	区分	措置事項
市民生活部 コミュニティ課	避難所運営マニュアルについて、避難所運営の中心を地域住民と位置付けているために、作成に時間を要していることは理解できるものの、災害はいつ何時発生するか分からない。他部局とも綿密な連携を図り、早期の完成を要望する。	意見	平成29年度現在、16小学校中、14小学校区で避難所運営マニュアルが策定できました。避難所は地域住民が主体で運営を行うことから、残り2小学校区についても、地域の特性を生かした避難所運営マニュアルを策定できるよう、地域住民の連携・合意が図れるよう関係部局と連携し、地元で早期策定の働きかけをしていきます。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。